

県下の交通事故 (43年8月末現在)

区分	事故件数	死者	傷者
42年	2,791	83	3,543
43年	3,043	118	4,092
比較	+252 (+9.0%)	+35 (+42.2%)	+549 (+15.5%)



第10号

発行所
甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県交通安全協会
TEL 甲府 (0552) (35) 2121 内線335・338

秋の全国交通安全運動

10月11日から10月20日まで

この運動は、悲惨な交通事故のため、県民すべてが交通安全について認識を高め、正しい交通のルールを実践を習慣づけること、道路交通環境の整備促進を図り、家族ぐるみ、地域、職域ぐるみにより、交通安全を強力に推進するものとする。

準備期間 自十月十一日
実施期間 自十月十一日
至十月二十日
至十月二十日
死亡事故ゼロをめざして

スピードはひかえめに
死亡事故ゼロをめざして

ことしは十月十一日から二十日まで十日間、秋の全国交通安全運動が行なわれることになりました。運動の重点と実施事項は次のとおりです。



知事さんも交通安全バッジくばり (甲府駅前)

この運動は、悲惨な交通事故のため、県民すべてが交通安全について認識を高め、正しい交通のルールを実践を習慣づけること、道路交通環境の整備促進を図り、家族ぐるみ、地域、職域ぐるみにより、交通安全を強力に推進するものとする。

準備期間 自十月十一日
実施期間 自十月十一日
至十月二十日
至十月二十日
死亡事故ゼロをめざして

スピードはひかえめに
死亡事故ゼロをめざして

ことしは十月十一日から二十日まで十日間、秋の全国交通安全運動が行なわれることになりました。運動の重点と実施事項は次のとおりです。

飲酒運転の追放と正しい横断の励行を

一、安全な車間距離を保ち、わき見運転をしない。
二、交差点、横断歩道の近くでは、徐行して追突を防ぐ。
三、無理な追い越し、割り込みは、絶対にしない。
四、道路、車両、積み荷の状態に応じた速度で運転する。
五、右左折の合図は、正しく出す。

飲酒運転の追放と正しい横断の励行を

一、安全な車間距離を保ち、わき見運転をしない。
二、交差点、横断歩道の近くでは、徐行して追突を防ぐ。
三、無理な追い越し、割り込みは、絶対にしない。
四、道路、車両、積み荷の状態に応じた速度で運転する。
五、右左折の合図は、正しく出す。

飲酒運転の追放と正しい横断の励行を

一、安全な車間距離を保ち、わき見運転をしない。
二、交差点、横断歩道の近くでは、徐行して追突を防ぐ。
三、無理な追い越し、割り込みは、絶対にしない。
四、道路、車両、積み荷の状態に応じた速度で運転する。
五、右左折の合図は、正しく出す。

飲酒運転の追放と正しい横断の励行を

一、安全な車間距離を保ち、わき見運転をしない。
二、交差点、横断歩道の近くでは、徐行して追突を防ぐ。
三、無理な追い越し、割り込みは、絶対にしない。
四、道路、車両、積み荷の状態に応じた速度で運転する。
五、右左折の合図は、正しく出す。

飲酒運転の追放と正しい横断の励行を

一、安全な車間距離を保ち、わき見運転をしない。
二、交差点、横断歩道の近くでは、徐行して追突を防ぐ。
三、無理な追い越し、割り込みは、絶対にしない。
四、道路、車両、積み荷の状態に応じた速度で運転する。
五、右左折の合図は、正しく出す。

飲酒運転の追放と正しい横断の励行を

一、安全な車間距離を保ち、わき見運転をしない。
二、交差点、横断歩道の近くでは、徐行して追突を防ぐ。
三、無理な追い越し、割り込みは、絶対にしない。
四、道路、車両、積み荷の状態に応じた速度で運転する。
五、右左折の合図は、正しく出す。

自動車保険の話 第2回

一、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。二、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。三、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。

自動車保険の話 第2回

一、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。二、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。三、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。

自動車保険の話 第2回

一、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。二、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。三、任意の自動車保険は、任意の自動車保険に加入する。

対人賠償にはぜひ 初心者是对物賠償にも

一、対人賠償は、対人賠償に加入する。二、対人賠償は、対人賠償に加入する。三、対人賠償は、対人賠償に加入する。

対人賠償にはぜひ 初心者是对物賠償にも

一、対人賠償は、対人賠償に加入する。二、対人賠償は、対人賠償に加入する。三、対人賠償は、対人賠償に加入する。

対人賠償にはぜひ 初心者是对物賠償にも

一、対人賠償は、対人賠償に加入する。二、対人賠償は、対人賠償に加入する。三、対人賠償は、対人賠償に加入する。

対人賠償にはぜひ 初心者是对物賠償にも

一、対人賠償は、対人賠償に加入する。二、対人賠償は、対人賠償に加入する。三、対人賠償は、対人賠償に加入する。

対人賠償にはぜひ 初心者是对物賠償にも

一、対人賠償は、対人賠償に加入する。二、対人賠償は、対人賠償に加入する。三、対人賠償は、対人賠償に加入する。

対人賠償にはぜひ 初心者是对物賠償にも

一、対人賠償は、対人賠償に加入する。二、対人賠償は、対人賠償に加入する。三、対人賠償は、対人賠償に加入する。

行政処分 点数制度

警察庁は交通違反や事故を起したドライバーの行政処分「点数制度」(ポイント・システム)という新しい制度を導入、四十四年十月一日から実施するが、このほどその要綱をまとめ国家公安委員会の承認を得た。

このシステムはたとえ

酒酔い運転は 9 点

交通違反の点数きまる

酒酔い運転の場合は九点、酒酔い運転で、責任の重い死亡事故を起し、しかもひき逃げした場合は三十三点という具合に、すべて点数で計算。違反歴のない者でも十五点以上になると運転免許を取り消されることになる。

仕組みになっている。処分前にドライバーに警告するなど予防措置の意味もあり、ドライバーは今度違反をすれば処分されることを事前に知り、慎重な運転をするといった違反抑制の効

果をねらっている。「違反行為」の点数は最高が「酒酔い運転」の九点、最低が「駐車違反」などの一点というふうな六十の違反別に分けられている。また、「事故」も「責任の重い死亡事故」の十三点を最高にそれぞれ点数が決まっており、「ひき逃げ」「当て逃げ」は特に悪質なものでそれぞれ十一と六点がつけられた。点数は加算制で、たとえば「酒酔い運転」で「責任の重い死亡事故」を起し「ひき逃げ」をした場合は一律に三十三点という具合に、

処分基準は、三年間にさかのぼって前歴のない者は、重ねた違反の点数が六以上で達すると六月以内に免許停止となり、十五点以上で免許を取り消される。前歴一回の者は四年以上で停止、十人以上で取り消し、前歴二回以上の者は二点以上で停止、五点以上で取り消しの処分を受ける。点数の配分も悪質者、前歴のある者、ほど重くなる。半面、一回処分を受ける

と点数は白紙に戻しゼロに公布され、一年後の四月

なる。また、違反をしてから一年間無事故、無違反だと点数はゼロに戻り「前歴なし」の扱いとなる。このほか「反則金制度」の対象となる軽微な違反を重ねて六十八点になったドライバーは、講習を受けなければならない。違反を受けると点数は加算される。ドライバーの運転マナーの向上に重点を置いてい

この制度は政令として十月一日に公布され、一年後の四月

一日から実施されるが、公布と同時に全国で二千六百万人といわれるドライバーの違反が警察庁の運転者管理センターにある電子計算機に記録され、点数制の参考資料にされる。

違反行為 点数

酒酔い運転	9
酒気帯び無免許運転等	9
酒気帯び速度超過等	7
無免許運転	6
過労運転等	6
速度超過	25以上 6 15以上25未満 2 15未満 1
大型自動車無資格運転	6
酒気帯び運転	6
信号無視	2
通行禁止制限違反	2
追越し禁止	2
踏み切り不停止等	2
しゃ断踏み切り立ち入り	2
徐行場所違反	2
指定場所一時不停止	2
通行区分違反	2
法定横断等禁止違反	2
路面電車後方不停止	2
優先道路通行妨害等	2
横断歩行者妨害等	2
高速通行路横断等禁止違反	2
積載重量超過	5割以上 2 5割未満 1
整備不良	制動装置等 1 尾灯等 1
安全運転義務違反	2
幼児等通行妨害	2
安全地帯徐行違反	2
免許条件違反	2
その他の違反	1

区分	基準 点数	免許の効力 免許の取り消し
前歴の回数がない者	6点以上	15点以上
前歴の回数がある者	14点以下	10点以上
前歴の回数がある者	4点以上	9点以下
前歴の回数がある者	2点以上	5点以上
前歴の回数がある者	4点以下	4点以下

<備考>前歴の回数とは過去3年以内において前歴評価停止等を受けた回数をいう。

夜歩くときにはあかりを

現代歩行者心得

歩道橋の下を通るな

しかし、わずかな距離のお隣りへ行くのに自動車交通の多い道路を横切るのは、キケン。そんな場合は、車に背を向ける危険を感じながらも、敢えて左端をゆくの現代の知恵であろうか。

「車のついた「歩行者」乳母車、幼児の三輪車、身体の不自由な人の座椅子など、いずれも車はついていないが、交通の場では「歩行者」となる。歩道を通らなくてはなりません。

自動車とちがって法律には何も書いてはない。しかし、手を上げて、なかなか止ってくれないのが最近の横断歩道である。残念ながらそんな世相の中にならわたり、あなたは生きていく。歩いて、あなたは歩く人のために止ってやろうではないか。

歩道橋も横断歩道もない場所を横断するとき、あなたは道路と直角に横断することが大切である。それが最も近いし、左右の安全を確かめるにも都合がいい。

横断歩道 横断歩道は、歩行者優先であった。「歩行者優先」を譲って主張しても、何とか難を避けることもできた。そうした時代に育った今の大人たちを再教育するのは、極めて困難だと言っている。極めて困難だと言っている。極めて困難だと言っている。

子どもたちの安全 わたくし大人が育てたところは、交通に関して、は、それでも「よき時代」であった。「歩行者優先」を譲って主張しても、何とか難を避けることもできた。そうした時代に育った今の大人たちを再教育するのは、極めて困難だと言っている。極めて困難だと言っている。

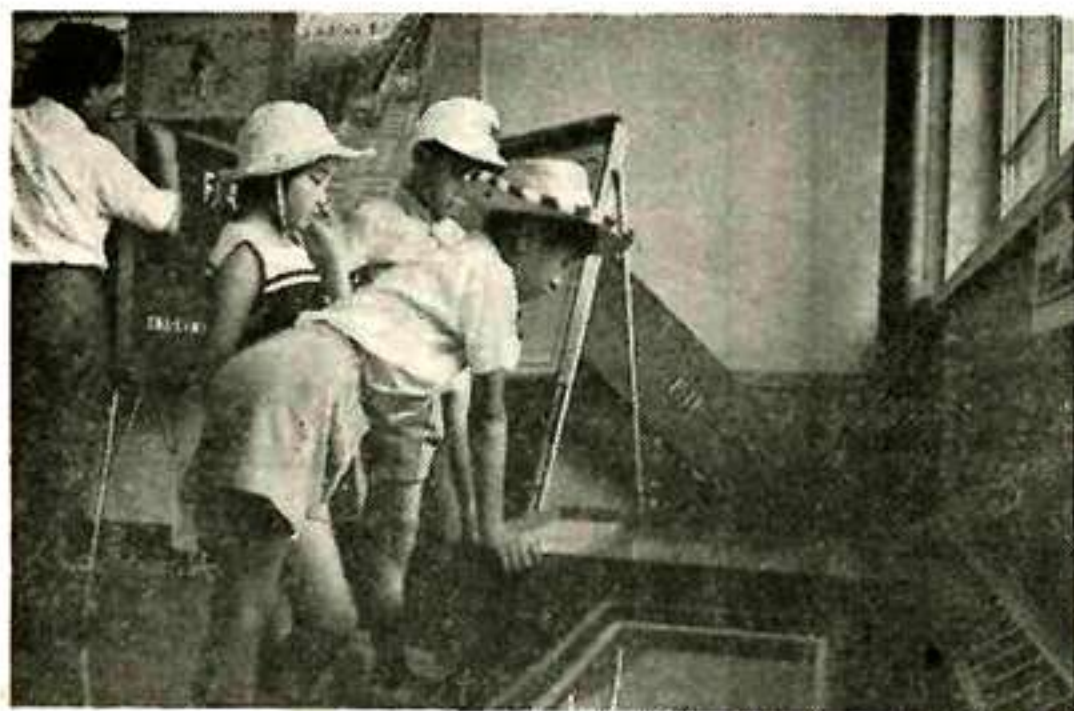
横断歩道 横断歩道は、歩行者優先であった。「歩行者優先」を譲って主張しても、何とか難を避けることもできた。そうした時代に育った今の大人たちを再教育するのは、極めて困難だと言っている。極めて困難だと言っている。

横断歩道 横断歩道は、歩行者優先であった。「歩行者優先」を譲って主張しても、何とか難を避けることもできた。そうした時代に育った今の大人たちを再教育するのは、極めて困難だと言っている。極めて困難だと言っている。

横断歩道 横断歩道は、歩行者優先であった。「歩行者優先」を譲って主張しても、何とか難を避けることもできた。そうした時代に育った今の大人たちを再教育するのは、極めて困難だと言っている。極めて困難だと言っている。

横断歩道 横断歩道は、歩行者優先であった。「歩行者優先」を譲って主張しても、何とか難を避けることもできた。そうした時代に育った今の大人たちを再教育するのは、極めて困難だと言っている。極めて困難だと言っている。

横断歩道 横断歩道は、歩行者優先であった。「歩行者優先」を譲って主張しても、何とか難を避けることもできた。そうした時代に育った今の大人たちを再教育するのは、極めて困難だと言っている。極めて困難だと言っている。



青少年文化センターで開かれた「こどもの交通安全展」



交通安全展

安全クイズに人気

こどもの交通安全展開く

夏季休暇を利用して、こどもの交通安全に対する関心を高めるために、山梨県交通安全協会、山梨県警察本部、山梨県立青少年文化センターの三者共催で、第二回こどもの交通安全展を開催しました。

会場には、全日本交通安全協会から借用した「走るたいへん人」を呼んで、応募者八〇七名のうち正解者が七九名あって、抽せんの結果つきのおり順位が決定し、それぞれ賞品を贈りました。

なお、期間は七月二十一日から八月二十日まで一カ月間で、この間に一〇、

- 六六一人(一日平均四一〇人)が入場しました。
- 一位 甲府市塚美小六年 橋田 正仁
- 二位 甲府一高二年 鈴木 純
- 三位 甲府南中二年 布能 道明
- 四位 甲府西中二年 山田 守久
- 五位 甲府西中二年 渡辺 雅夫
- 甲府塚美小五年 平賀 公彦
- 梨大付属小五年 深沢 健
- 機山工三年 大木 崇俊

- 甲府伊勢小六年 小林 清一
- 牧丘笹川中一年 金子 竹重
- 牧丘笹川中 三枝 吉信
- 牧丘笹川中一年 武川 幸紀
- 三枝 幸紀
- 江上 正
- 三枝 幸紀
- 功刀 良裕
- 一宮北小四年 早川 晴樹
- 一宮北小五年 金井 恵一
- 大藤小五年 金子 正

交通事故ゼロをめざす44年使用の交通安全年間スローガン募集要項

趣旨
交通事故をなくすことは国民の悲願であります。事故はまだ減っておりません。事故を防止するには交通安全施設の充実強化と並行して国民のひとりひとりが正しい交通ルールを守る安全思想の徹底が強く求められます。

当協会では昭和40年から毎日新聞社のご協力を得て、交通安全年間スローガンを募集してまいりました。入選のスローガンは街頭にはもちろん、家庭にも浸透し好成果をおさめています。

さらにこの運動を強化するため、44年使用の交通安全年間スローガンを10月に実施される秋の全国交通安全運動を機に毎日新聞社ならびに日本放送協会のご協力を得て広く一般から募集しようとするものです。

主催 財団法人 全日本交通安全協会

後援 総理府、警察庁、法務省、大蔵省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省、日本放送協会、毎日新聞社

募集期日 昭和43年6月20日から10月20日まで

発表 昭和44年1月初旬の予定

表彰 昭和44年1月21日に開催する第9回交通安全国民総ぐるみ運動中央大会の席上

募集についての部門
○運転者むけのもの
○歩行者むけのもの
○子ども(児童生徒)むけのもの

応募方法 ハガキによる1部門1標語、枚数制限なし

宛先 毎日新聞社各本社事業部交通安全年間スローガン係宛

賞 部門ごとに最優秀スローガンに内閣総理大臣賞状と賞金(10万円)
佳作 40編に賞状と賞金(各5千円)

募集方法 毎日新聞紙上とNHKのテレビ、ラジオなどによる。

審査委員 関係諸官庁はじめ、学識経験者から委嘱する。

参考
応募数
昭和40年 208,426編
昭和41年 214,673編
昭和42年 256,627編



速足も歩道橋をわたって

ことし五月から八月まで交通安全写真コンテスト募集期間で実施した「第二回」集要綱による写真募集に

第二回交通安全写真コンテスト

第一部 宇佐美 一さん
第二部 塩山署 交通係

ついでには、九月十二日審査会を開き、つきのおとり決定いたしました。

◎第一部(交通一般についての写真)
最優秀賞(賞状、金二万円)

- ◎第一部(交通一般についての写真) 最優秀賞(賞状、金二万円)
- 宇佐美一(交通観光新聞)
 - 金賞(賞状、賞金五、〇〇〇円)
 - 秋山紀勝(山日)
 - 銀賞(賞状、賞金三、〇〇〇円)
 - 秋山紀勝(山日)
 - 銅賞(賞状、賞金一、五〇〇円)
 - 田中勇(日下部署)
 - 磯部寛(昭和自動車教習所)
 - 佳作(賞金一、〇〇〇円)
 - 相原恵子(泉安協)
 - 磯部寛(昭和自動車教習所)
 - 宇佐美一(交通観光新聞)

- ◎第二部(交通事故写真) 最優秀賞(賞状、賞金二万円)
- 塩山署交通係
 - 金賞(賞状、賞金五、〇〇〇円)
 - 小林 蔚(日下部署)
 - 銀賞(賞状、賞金三、〇〇〇円)
 - 杉山義七(日下部署)
 - 銅賞(賞状、賞金一、五〇〇円)
 - 塩山署交通係
 - 小林 蔚(日下部署)
 - 佳作(賞金一、〇〇〇円)
 - 末木 孝(大月署)
 - 塩山署交通係

軽免許廃止

警察庁が提出した「軽免許の廃止」を決めた道交法施行令、同施行規則の一部改正案は七月三十日の閣議で正式に決定し、九月一日からいよいよ実施されました。この改正で、新しく免許を取る人は軽自動車に乗る場合でも普通免許が必要となるわけです。「軽免許の廃止」はさる

四十年来に成立した道交法の一部改正に含まれておりましたが、その実施は三年後のこととして九月からとなつてい

たため、警察庁は七月二十日の定例国家公安委員会に一部改正案を提出し、三十日の閣議で正式決定したものであります。

この改正は、運転免許制度の合理化をはかるため、度々考案されてきたもので、①八月三十一日までに軽免許を取っている人は、普通免許を受けたものとみな

普通車運転は審査を

こんごは普通免許一本に

新規購入 映画の紹介

このたび、つぎの映画を購入しました。

①「歩行者の交通法規」十六ミリ、パートカラー、三十一分、一般、学童向。この映画は、歩行者が交通法規を理解し、規則に従って行動することの必要性、および薄暮や夜間、道路上における歩行者に対する運転者の視覚の弱さを捉えて、歩行者が注意することによつても、車対歩行者の悲惨な事故は防止することができると、わかりやすく例示したもので、歩行者教育上好個の映画と思われま

自転車の安全な乗り方コンテスト

八月九日駒沢総合体育館で行なわれた自転車の安全な乗り方コンテスト関東ブロック大会に、山梨県代表としてつぎの二チームが推薦によつて出場しました。

選手 加賀美要次

交通相談 研修会開く

全日本交通安全協会の主催による第四回交通相談所職員研修会は、九月十七日、十八日の両日、東京都千代田区の半蔵門会館で開催され、本県からはつぎの三名が出席しました。

所長 小河原正平
山梨県交通安全相談所相談員 井口 弘久
山梨県交通安全協会事務局長 吉田文男

5月末全国自動車保有台数

1,200万台をこす

—原付類を入れると2,100万台に—

運輸省自動車局はこのほど、本年五月末現在の全国自動車保有台数を発表しました。

それによると、総台数は一、二〇九万八、八九一台となり昨年同月より二四万一、六五九台(二・一五%)増えています。また、月別増加数は二〇万三、八七七台で、四月より三六二台少なかったが、一応着実にペースを保っています。

車種別にみても、前月比で小型乗用車八万三、一八一台、小型四輪トラック五万四、六一六台などが増え、三三八台、軽三輪トラック四、六三三台などははいかず減少しています。

わらず減少しています。構成比率(軽自動車を除く)をみると、トラックは全体の三四・五%を占め、乗用車は二八・四%となっています。さらに、全保有台数のうち、自家用車は一、一五〇万七、五八八台で営業車は五九万一、三〇三台となつています。

別表は車種別の保有台数で、用途別の保有台数はつぎのとおりです。

①トラック 六六九万
一、一三九台 ②乗用車 四三二万五、七三六台 ③二輪車 七二万四、三〇七台 ④特殊用途車 二二万九、八七六台 ⑤乗合用 一三万七、八三三台。

なお、このほか原動機付自転車などの台数は、本年三月末現在で、第一種原付が三三〇万七、七四四台(山梨県五万二、八〇三台)(第二種原付が四六八万三、二〇〇台)(山梨県四万二、二五七台)、計七九八万八、〇六〇台)となり、さらに、小型特殊自動車(主として農耕用)が一五万五、三〇八台(山梨県二万四二一)あり、これらを含めると、全国の自動車保有台数は、二、一六〇万二、二六三台となつています。

貨物車	普通	604,883
	小型四輪	3,352,230
	小型三輪	210,602
	軽四輪	12,876
	軽三輪	2,303,355
	軽二輪	207,193
乗合車	普通	95,068
	小	42,765
乗用車	普通	74,202
	軽	3,358,681
	四輪	882,853
特殊用途車	普通	102,132
	小型	54,035
	特殊	73,709
二輪車		724,307
合計		12,098,891

